

高等学校における コミュニティ・スクールの現状と課題 ——神奈川県公立学校の取り組み——

高野 篤子

1. 研究の目的と背景

コミュニティ・スクール、すなわち学校運営協議会制度は、学校と保護者や地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、いっしょに協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え地域とともにある学校づくりを進める法律（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6）に基づいた仕組みである。これまで学校と地域の連携・協働の重要性は長きにわたり指摘されてきたが、2015年12月の中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」では、すべての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであると提言された。その後、2017年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、コミュニティ・スクール、すなわち学校運営協議会の設置が努力義務化された。

そもそも学校運営協議会を設置している学校を指すコミュニティ・スクールの導入は、2005年に始まっている。2004年3月の中央教育審議会「今後の学校の管理運営の在り方について（答申）」が出されて以降、学校の管理運営に関して、自主的・自発的な取組を促進し、開かれた学校づくりを推進する観点から、学校の裁量の拡大、地域との積極的な連携・協力、学校外の活力の導入などの取り組みの進展が図られた。本答申により地域運営学校の創設が提案され、同年9月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部を改正する法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5）が施行された。主な内容は、①教育委員会は、指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。②学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。③指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。④学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。⑤学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができることとした。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村委員会を経由するものとする、などである。

コミュニティ・スクールは、子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠とされ、地域とともにある学校づくりの有効なツールとされてきた。にもかかわらず、導入率は低調であった。文部科学省が日本で最初の学校運営協議会として指定したのは、東京都足立区立五反野小学校の学校理事会である（佐藤 2010）。制度発足翌年の 2005 年に学校運営協議会を設置している学校数は全国で 17 校であった。翌年 2006 年に 53 校、2007 年に 197 校と増加し、5 年後の 2010 年に 629 校、10 年後の 2015 年に 2389 校となった。努力義務化後の 2018 年には前年度より 1832 校も増加し 5432 校となっている。

特に、全国の高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入・進捗状況は、小学校や中学校に比して、極めて低調であった。2006 年時点で 2 校、2007 年で 3 校、2010 年に 5 校、2015 年に 15 校である。2018 年になって、高等学校のコミュニティ・スクールは 2017 年の 65 校から 382 校へ急増した。では、それぞれの高等学校において、社会との連携及び協働により必要な学習の実現を図るために、現在のコミュニティ・スクールはどのように機能しているのだろうか。本稿では、全国に先駆けて 2019 年度にすべての公

立の高等学校で一斉に制度が導入された神奈川県における状況を検討することにより、その現状と課題を明らかにする¹⁾。

2. 先行研究と研究方法

コミュニティ・スクールの制度の制定過程については、佐藤（2010）に詳しい。佐藤らは、継続して全国のコミュニティ・スクール指定校にアンケート調査を実施するなど包括的な研究を行っている（佐藤編 2017、2018）。しかし、普及が遅れた高等学校のコミュニティ・スクールに関する先行研究は非常に少ない。2007年実施のアンケート調査によると、三重県立紀南高等学校のコミュニティ・スクールにおける活動が、公立高校として学校規模の縮減や在り方をめぐる課題に対応するために、学校と地域との継続的な対話形成と双方向的な目的達成に向け成果をあげた事例として紹介されている（佐藤 2010）。背景には、少子高齢化の進行と地場産業の活性化を図ろうとする地域と学校の事情が存在するという（佐藤 2010）。小中学校に対して高校におけるコミュニティ・スクールの導入が遅れた点は、高等学校にとっての「地域」の捉えが各学校・地域の実態により異なり、通学区域が広域に渡る点や、コミュニティ・スクール推進の所管が生涯学習の関係課で社会教育主事などが担ってきたところが多く、学校教育を所管する課との連携・協力や指導主事の制度理解に課題を抱え準備が上手く進められてこなかった点などが指摘されている（梶 2018）。

コミュニティ・スクールに関しては、他にも教職員・地域・保護者のコミュニティ・スクールへの理解・関心が低い。あるいは管理職や担当職員、地域住民の活動の負担感が大きい。加えて、地域社会との恒常的な連携・協働の仕組みづくりや活動資金が不十分であるという課題が挙げられている（長畑 2015等）。教育の専門家ではない保護者たちの意見を広くすくい取ることが難しい点、関係者の学校を支援するというボランティア精神に頼らざるを得ない点も、課題として指摘されてきた（岩永 2011、仲田 2015）。だからこそ、文部科学省は推進を図るパンフレットの発行や指定校の基本的

な統計データや情報等を文部科学省のウェブサイトに整備し、制度の普及・浸透を促してきた（文部科学省 2016、2019）。

ようやく最近では、熊本県や神奈川県のように域内すべての高等学校への計画的な設置に向けた取り組みが見られるようになった。2018年に告示された新学習指導要領のポイントにある「社会に開かれた教育課程」を実現するとともに、大学進学等で地元を離れる若者に、地域への理解を深める学びを充実するため、学校運営協議会制度を生かした地域との積極的な対話による学校経営が期待されているからであろう（文部科学省 2018）。

そこで、本稿では、2019年8月に神奈川県立の高等学校142校のホームページに個別にアクセスし入手したコミュニティ・スクールに関する情報をもとに現状を分析することとする²⁾。142校の内訳は、横浜市内の県立高等学校48校、川崎市内の県立高等学校14校、相模原市内の県立高等学校14校、横須賀市内の県立高等学校8校、平塚市内の県立高等学校6校、鎌倉市内の県立高等学校4校、藤沢市内の県立高等学校6校、小田原市内の県立高等学校4校、茅ヶ崎市内の県立高等学校4校、逗子市内の県立高等学校2校、三浦市内の県立高等学校1校、秦野市内の県立高等学校3校、厚木市内の県立高等学校6校、大和市内の県立高等学校4校、伊勢原市内の県立高等学校2校、海老名市内の県立高等学校3校、座間市内の県立高等学校3校、南足柄市内の県立高等学校1校、綾瀬市内の県立高等学校2校の小計135校と、寒川町・大磯町・二宮町・大井町・山北町・開成町・愛川町の各町内に1校ずつある県立高等学校の小計7校である。

3. 神奈川県立高等学校の コミュニティ・スクールの現在

(1) コミュニティ・スクールの変遷

神奈川県内の高等学校でコミュニティ・スクールを最初に導入したのは2009年6月に指定された横浜市立横浜サイエンス・フロンティア高等学校である³⁾。初めての神奈川県立高等学校におけるコミュニティ・スクールは

2016年4月で、5校が指定された。翌2017年に26校となり、2019年には県立の全142校に導入された。2016年に初めて導入された5校とは、横浜市港北区に位置する県立岸根高等学校、横浜市金沢区の県立釜利谷高等学校、逗子市池子の県立逗子高等学校、小田原市栢山の県立小田原城北工業高等学校、愛甲郡愛川町の県立愛川高等学校である。

2016年に秋田県由利本荘市で開催された全国コミュニティ・スクール研究大会における神奈川県資料によると、学校運営協議会の実質的活動を保障するために、地域との協働による学校づくりを積極的に展開していくための実働組織（部会）を各校のニーズに応じて設置するとのことであった（神奈川県教育委員会 2016）。「学校評価部会」、「生徒指導上の課題（マナー、問題行動等）改善に向けて、大人が生徒を見守り、指導・支援する部会」、「施設開放や地域との協働によるイベント等の企画・運営する部会」、「学習面で不安のある生徒の補習等を支援するボランティアの連絡調整や育成などを行う部会」が部会のイメージとして示されている。中でも、学校関係者評価を実施する部会である学校評価部会が全校必置となっている。こうして学校全体への制度の理解促進と、地域の人々に向けた制度の仕組みや意義の周知・理解の機会設定が、神奈川のコミュニティ・スクールの課題として改めて提示された。そして2019年度より142のすべての県立の高等学校でコミュニティ・スクールが導入されていく。次節より全県で始まった神奈川の取り組みについて論じていく。

(2) 委員の構成

学校のホームページ上に学校運営協議会の開催案内や開催結果に関する何らかの情報を掲載している学校は、2019年8月末時点で約3割の41校にのぼる。本節より、神奈川全域におけるコミュニティ・スクール、すなわち学校運営協議会の運営状況について検討していく。

まず構成員はどうなっているのだろうか。現在の「神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第5条では、協議会の委員は10名以内とし、「(1) 保護者、(2) 地域住民、(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者、(4) 当該校長、(5) 学識経験者、(6) 関係行政機関の職員、

(7) その他、教育委員会が適当と認める者」から、校長の推薦により教育委員会が委嘱し、または任命することになっている。委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。鎌倉市にある深沢高等学校では、「神奈川県立深沢高等学校における学校運営協議会設置要綱」で「(1) 保護者、(2) 地域住民、(3) 校長、(4) 学識経験者、(5) 関係行政機関の職員、(6) その他、教育委員会が適当と認める者」としている⁴⁾。

県内 142 の高等学校で、学校運営協議会の委員について議事録等で委員の人数や氏名について、ウェブサイトで確認できるのは 23 校である。そのうち氏名とともに役職等の属性が公開されているのは次の 17 校である。

表 1 神奈川県立高等学校における学校運営協議会委員の内訳と人数

高校名	PTA 会長等	同窓会長	自治会・町内会長、商店会長等	小・中学校長	専門学校長、元高等学校長	地元の企業	教育、医療・福祉等	当該校長	大学の教員	大学の職員	市・町の職員 (区長含む)	合計人数
横浜清陵	1			1		1	2	1	1		1	8
希望ヶ丘	2	1	1	1	1			1	1			8
二俣川看護福祉	1					1	3	1				6
水取沢	1			1			1	1		1		5
磯子	1		1	2				1		1	1	7
釜利谷*					1	1	1	1	2			6
市ケ尾	1	1	1	1	1		1	1	2		1	10
元石川	1		1	1		1	1	1	1			7
柏陽	1	1	1	2	1			1	1		2	10
生田	1		2	1				1	2			7
百合丘			1	1	1			1				4
高浜		1	1	1			1	1	1		1	7
深沢	1	1	2	1				1	1	1	1	9
座間	1		2	1	1		1	1	1		1	9
寒川	1		2	2				1			2	8
二宮	1	1	2	2				1				7
愛川	1			1				1		1	2	6
合計人数	15	6	17	19	6	4	11	17	13	4	12	124

* 釜利谷高等学校の例は、神奈川県教育委員会による「地域運営学校（コミュニティ・スクール）に基づく新たな学校のしくみづくりについての実践研究」という資料を参考にした。

表1の通り、17校とも当該校長が委員の一人であり、一般的に校長が学校運営協議会の会長もしくは副会長を務めている。また、近隣の小学校・中学校あるいは高等学校の校長を委員として加える例が非常に多い。前述の設置規則に示される「保護者」にはPTA会長やPTA副会長を、「学識経験者」には地元の大学の教員・研究者や、高大接続に関わりのある職務の大学職員を委員にする傾向が見られる。「地域住民」として代表的なのは、自治会長、町内会長、地元の商店会長等である。「関係行政機関の職員」には地元の教育委員会の他に、防災・消防、福祉・保健、環境の部門の関係者が委員となっている。さらに、非営利法人の代表や公民館長が委員を務めているケースも見られる。普通科をもたない二俣川看護福祉高等学校では、日本赤十字社、地域の病院や介護老人保健施設の役職者が委員に含まれる。

(3) 部会の設置状況

「神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第3条では、「学校の教育計画、教育課程の編成、学校組織の編成、学校予算の執行、学校施設・設備等の管理および整備」に関することについて、学校運営協議会の承認を得るものとするとされている。さらに、同規則第9条では、「教育活動の改善および充実を図るため、部会をおくものとする」と明記されている。では、具体的にはどのような部会を設置しているのだろうか。表2は、41校中12校のホームページで明らかになった部会の大まかな設置状況を整理したものである。

部会数の平均は3つで、学校評価に関する部会はいずれの学校でも設置されている。また、地域との連携・協働に関する部会とキャリア教育に関する部会が比較的多く設置されている。学校生活・安全等の部会では、防災・防犯、交通安全に関することが扱われている。教育活動に関しては「学力向上部会」、「学習サポート部会」、「学習・進路部会」、「教育活動活性部会」、「特別活動部会」、「SSS (Sports Support System) 部会」など様々な名称の部会があり、各校の事情を反映した独自性がみられる。

表2 神奈川県立高等学校における学校運営協議会部会の設置状況

部会 高校名	部会					
	学校評価	地域連携	キャリア	教育活動	学校生活・安全	合計部会数
横浜清陵	1		1			2
二俣川看護福祉	1	1	1			3
旭	1	1		1		3
釜利谷	1	1	1	3		6
元石川	1	1		1	1	4
上矢部	1	1		1		3
柏陽	1				1	2
相原	1	1				2
相模原総合	1	1				2
横須賀大津	1	1		1		3
深沢	1	1	1			3
大和東	1		1	3		5
合計部会数	12	9	5	10	2	38

(4) 開催状況と内容

本節では、学校運営協議会の開催時期・回数と内容について検討する。2017年から2019年にかけて開催された学校運営協議会の議事録やごく簡単な結果をウェブサイト上に掲載している高等学校は33校である。そのうち2019年度の学校運営協議会の開催結果報告や議事録を公表している高等学校は21校にのぼる。さらに、そのうち開催年月日と開始および終了時刻を記載している高校は表3の通り17校であった。表3は、2019年度の4月から8月末までに学校運営協議会を開催した高等学校の開催月と開催時間を示したものである。県立百合丘高等学校は、「令和元年6月7日（金）午後3時50分～4時」に開催したという記録があり、表4の中では10分とした。しかし、実際には、コミュニティ・スクールの要綱の説明、会長・副会長の選出、学校運営方針についての学校側の説明の後に、運営委員と学校側の教職員との質疑応答が行われており、開催時間が10分という記載の正確さに疑義が生じる。したがって、百合丘高等学校を除く16校における学校運営協議会の開催時間を計算し、平均の開催時間を約1時間21分とする。

そして、会議の開催時期は、年度はじめの繁忙期を避けた学期半ば以降の6月に最も多いことが明らかとなった。県立旭高等学校では、1時間10分かけて学校運営協議会を開いた直後に、続けて15分間の部会を開催していた。委員は、教育活動活性部会に4人、地域連携部会に2人が、それぞれ出席している。旭高等学校のように学校運営協議会の委員を、部会ごとに役割を振り分けている学校もあるが、全委員で部会を開催している学校もある。

表3 神奈川県立高等学校における学校運営協議会の2019年度開催時期と時間(分)

	4月	5月	6月	7月	8月
希望ヶ丘			90		
二俣川看護福祉			70		
旭			85		
市ヶ尾			120		
上矢部		90			
柏陽				120	
大師			120		
生田				90	
百合丘			10		
横須賀大津			90		
海洋科学		40			
高浜			75		
深沢				90	
秦野総合			65		
大和東		75			
足利			75		
寒川			90		
合計時間	0	205	890	300	0

2019年度より前の、2017年度から2018年度に開催した学校運営協議会の記録をウェブサイトに掲載している高校は、横浜青陵、横浜明朋、二俣川看護、旭、霧が丘、市ヶ尾、田奈、元石川、栄、相原、橋本、平塚工科、深沢、西湖、厚木清南、大和東、座間、二宮の18校にのぼる。それらの学校は、単年度に2から3回程度の協議会を、3月、6月もしくは7月、9月

もしくは10月に開催していた。開催時間は、長くて2時間30分、短くて40分であるが、ほとんどが1時間30分程度を要していた。しかし、県立市ヶ尾高等学校では、各回1時間30分から2時間の協議会を、2016年度に5回、2017年度に5回と群を抜き多く開催していた。積極的にコミュニティ・スクール制度づくりに取り組む教職員がいたと思われる。

協議会の内容は、各校が毎年作成する学校評価報告書の各項目「1. 教育課程・学習指導」、「2. 生徒指導・支援」、「3. 進路指導・支援」、「4. 地域等との協働」、「5. 学校管理・学校運営」の目標と実施状況に関することを扱う。「対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない」（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条6）ので、会議の進め方は、学校側からの説明の後に、質疑応答を行う形態となっている。つまり、「カリキュラム開発」、「キャリア支援」、「生徒会支援」、「生徒指導」、「管理運営」、「地域連携・広報」といった高校側の校務分掌グループのリーダーの教員が出席し、委員たちに実態を説明し、質疑応答を行っている例が多いようである。また、数は少ないが、学校運営協議会の開催時に、文化祭などの学校行事や授業の視察を取り入れている高校もあった。当該校である高校の校長が、他校種の校長（委員）にコミュニティ・スクールの様子を尋ねたり、施設の開放や部活動の連携の話をしたり、あるいは、地元の住民やNPO法人の職員である委員が学習アドバイザーを申し出たり、近隣の商工会や大学の職員が進路のアドバイザーを請け負ったりしているようである。こうして、委員たちから意見を聴取し、学校と地域との協働イベントの在り方や、学校の教育環境の改善に結びつけようとしている。学校の特徴を出す教育活動には、特定の委員の協力が不可欠であるが、参加する生徒は一部のようなようである。換言すれば、プロジェクトやイベントには一部の委員と一部の生徒の参加にとどまっている学校も少なくはないのである。

それでも、各高等学校の校長は、コミュニティ・スクールの制度を、学校の特徴を出すためのみならず、学校運営や教育活動に関する支援と評価を得ながらPDCAサイクルを回すために活用しているようである⁵⁾。

4. コミュニティ・スクールの今後

本稿でみてきた神奈川県立高等学校の中には、先行研究で指摘されていたように、首都圏とはいえ、かなり広域の市や町から通学する生徒が多く在籍する学校もある。他の市町村在住の生徒に、卒業後も高等学校の所在地で活躍することを期待するのは難しいという学校も存在するであろう。現在のところ、学校運営協議会の委員の数は多い学校で10名、少ない学校で4名である。そして、委員になる者の多くは、学校所在地近くの住民や校種の異なる学校長や自治体関係者であった。地元で大学や企業がある高等学校は、そうした大学や企業の関係者に学校運営協議会への参画を依頼することができるが、近くに大学や企業が無い地域の学校は協力を依頼できる先が限定される⁶⁾。つまり、学校外の活力を導入したくても学校側の努力だけではどうにもならない可能性がある点はやはり課題の一つであろう。また、部会数は多い学校で6、少ない学校で2であった。学校の規模や立地条件等は設置される部会数も左右すると推測される。

さらに、コミュニティ・スクールは、「熟議」という「熟慮」と「議論」を重ねることを学校に求めている制度であるが、本研究では今のところ、平均1時間半弱の会議が年2～3回ほど実施されている実態が明らかとなった。中には、過去に学校運営協議会の開催回数が多く、かつ開催時間が長い高等学校も存在する。そうした学校には「コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）」がいた⁷⁾。「熟議」の実施を通して、学校運営に地域の人々が参画し、共通の目標に協働して活動していくには、委員の選定、時間や内容といった制度全体の検証も今後は必要になってくるだろう。

現在のところ、各高等学校は、年度ごとに学校の目標を設定し評価を実施しているため、キャリア教育をはじめとする独自の取り組みの実施や改善のために、コミュニティ・スクールを上手に活用しているようである。つまり、全般的に神奈川の県立高等学校のコミュニティ・スクールは学校運営のPDCAサイクルを効果的に回す機能を果たしていると言えよう。

2019年6月21日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（内閣官房・内閣府 2019）が閣議決定されている。この方針では、「高等学校は多くの

場合が都道府県等により設置・運営がなされているが、地域に必要な人材を育成する観点からは市町村が学校運営の重要な意思決定に関わることが重要であるため、高等学校を核とした地方創生に取り組む高等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の委員に、市町村長又は市町村教育長の参画を促進するなど、実質的に市町村が高等学校の運営に参画できるような協働体制の構築を推進する。」とされている。本研究でもすでに区長が委員になっている高等学校があった。元来、コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の人々が連携し学校運営に活かす機能をもつ制度として誕生したはずである。地域間格差や学校間格差の解消を、個々の学校の責任として押しつけてしまうと現場の多忙な教職員たちへの負荷が大きくなる。同時に、地域住民や保護者等の参画抜きでは成り立たないコミュニティ・スクールにおいて、学校外の人々の教育への暴力的な言動を防いだり、無関心な態度を弱めたりするのに、教職員たちの専門性は必要となる（柏木 2019）。これからの高等学校におけるコミュニティ・スクールの実質化には、教育行政と学校の果たす役割がますます重要となるだろう。

参考文献

- 岩永定、2011、「分権改革下におけるコミュニティ・スクールの特徴の変遷」『日本教育行政学会年報』37：38－54。
- 柏木智子、2019、「学校ガバナンスの課題と今後の展望—学校運営協議会等での熟議における公的機関の役割—」『日本教育行政学会 第54回大会発表要旨集録』121－122。
- 神奈川県教育委員会、2016、「第5分科会 高等学校・特別支援学校とコミュニティ・スクール 神奈川県立高校のコミュニティ・スクールの取組み」2016全国コミュニティ・スクール研究大会 in 由利本荘。
- 神奈川県教育委員会、2008、『地域運営学校（コミュニティ・スクール）に基づく新たな学校のしくみづくりについての実践研究（教育委員会E-提案制度 研究成果報告書）』。
- 黒崎勲、2004、『新しいタイプの公立学校—コミュニティ・スクール立案過程と選択による学校改革』同時代社。

- 佐藤晴雄編、2018、『コミュニティ・スクールの全貌—全国調査から実相と成果を探る—』風間書房。
- 佐藤晴雄、2017、『コミュニティ・スクールの成果と展望—スクール・ガバナンスとソーシャル・キャピタルとしての役割—』ミネルヴァ書房。
- 佐藤晴雄編、2010、『コミュニティ・スクールの研究—学校運営協議会の成果と課題—』風間書房。
- 内閣官房・内閣府、2019、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日 閣議決定）。
- 仲田康一、2015、『コミュニティ・スクールのポリテイクス—学校運営協議会における保護者の位置』勁草書房。
- 長畑 実、2015、「コミュニティ・スクールの推進に関する研究（2）—コミュニティ・スクールの課題と展望—」『大学教育第12号』78—94。
- 長畑 実、2014、「コミュニティ・スクールの推進に関する研究（1）—コミュニティ・スクール導入の政策経緯—」『大学教育第11号』78—94。
- 文部科学省、2019、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」（<http://www.mext.go.jp> 2019.7.3.）同時代社。
- 文部科学省、2019、「コミュニティ・スクールの指定状況」（<http://www.mext.go.jp> 2019. 6.26.）
- 文部科学省、2019、「コミュニティ・スクールの導入・推進状況（平成30年4月1日）」 <http://www.mext.go.jp> 2019.6.26.）
- 文部科学省、2016、「コミュニティ・スクールって何?! 平成28年7月」初等中等教育局参事官付。

註

- 1) 本稿では、神奈川県内の市立の高等学校ではなく、県立の高等学校を中心に考察する。
- 2) 神奈川県のホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/kyouiku/kenkoukou.html>）「神奈川県立高等学校（本校142校）」に掲載されている高等学校のウェブサイトを検索した。学校運営協議会制度に関する情報を全く掲載していない高校、協議会の直近の開催通知のみを掲載してい

る学校、過去の議事録を公開している学校など、情報量の多寡が学校により異なる。

- 3) 2012年6月に横浜市立南高等学校がコミュニティ・スクールに指定されている。
- 4) 142の各校のホームページを網羅的に調査したところ、ウェブサイト「学校運営協議会設置要綱」を掲載していたのは深沢高等学校1校、「学校運営協議会傍聴要領」を掲載していたのは厚木清南高等学校1校であった。
- 5) 2000年の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」による、学校評議員の制度より、学校運営協議会の方が、学校運営に関する基本的な方針について承認を出したり、職員の採用について意見を述べることができ、権限が強いと言える。
- 6) 神奈川県立の高等学校は、人口約370万人の横浜市から約4万人の愛甲郡まで位置する。
- 7) コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）とは、コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長のことである。